



人 口	
(5月末日現在)	
世帯数	1,515
人 口	4,494
男	2,075
女	2,419

昭和52年6月25日/発行:愛媛県西宇和郡瀬戸町/編集:瀬戸町総務課

瀬戸町文化センター落成

昭和51年度、電源事業として工事を進めておりました「瀬戸町文化センター」が、総工費七千八百十一万七千円で竣工、落成しました。

各種団体の会議、研修等に幅広くご利用下さい。尚、使用の際には、使用二日前までに教育委員会事務局へ使用許可申請書を提出し、許可を受けて下さい。

※ 各室の収容人員

- 一、大研修室 76人
- 一、文化活動室(和室) 16人
- 一、講壇室(和室) 12人



文化センター

第11回 参議院議員 地方選 選挙

◆ 告示
昭和52年6月17日
◆ 投票日時
昭和52年7月10日

午前7時～午後6時

私たちの代表を選ぶ、大事な選挙です。有権者の皆さん、必ず投票しましょう。

尚、投票当日に自分の投票区以外の所で仕事に従事中等とかが、やむを得ない用務、事故の為、他市町村に旅行中又は滞在中であり投票所で投票することができない場合には、前もって不在者投票ができます。

棄権をしないで、積極的に政治に参加しましょう。

◆ 不在者投票受付日時

昭和52年6月17日から
7月9日まで

午前8時半～午後5時

おもな内容

- ◆文化センター落成…1
- ◆参議院議員選挙…1
- ◆租税給付金について2
- ◆農業者年金…3
- ◆人々のうごき…4
- ◆公民館だより…5
- ◆ ……6



昭和五十二年四月分
(給 額)

人々のうごき

(出 生)

(死 亡)

昭和五十二年五月分
(給 額)

(死 亡)



離農給付金について

農業を止める方で次の要件を満たしている者に給付金が支給されます。

一、支給要件

- (1) 離農地につき所有権または使用収益権に基づき耕作または養畜の事業を行なう経営者が経営移譲をしたとき。
- (2) 同左の場合後継者移譲でないこと。
- (3) 同左の場合後継者移譲は自己所有名義の合計三〇アール以上であること。
- (4) 同左の場合後継者移譲のうち自留地(一〇アール未満)で残す以外は全部移譲すること。
- (5) 同左の場合後継者移譲の指定のいずれか又は全部の使用収益権の設定のいずれかであること。

二、対象者の要件

- (1) 二〇歳以上の経営者であること。
- (2) 同左業者年金の被保険者でないこと。
- (3) 同左業者年金の被保険者であった者はその被保険者期間が三年未満で脱退一時金の支給を受けたことがないこと。
- (4) 引き続き五年以上耕作もしくは養畜の事業を行なっているかまたは従事している者であること。
- (5) 離農給付金の支給を受けたことがないこと。

三、農地売渡し買付の適格な

第三者

- (1) 同左業者年金の被保険者
- (2) 同左業者年金の被保険者でない場合は六〇歳未満で自己名義の経営農地が五〇アール以上ある経営者が自己名義の経営農地が三〇アール以上五〇アール未満で年間七〇〇時間以上の投下労働力の経営主
- (3) 同左業者年金の被保険者でないこと。
- (4) 同左業者年金の被保険者でない者または被保険者となつてから一年未満の者
- (5) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (6) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (7) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (8) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (9) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (10) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (11) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (12) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (13) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (14) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (15) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (16) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (17) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (18) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (19) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (20) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (21) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (22) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (23) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (24) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (25) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (26) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (27) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (28) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (29) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (30) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (31) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (32) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (33) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (34) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (35) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (36) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (37) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (38) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (39) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (40) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (41) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (42) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (43) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (44) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (45) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (46) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (47) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (48) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (49) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (50) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (51) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (52) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (53) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (54) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (55) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (56) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (57) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (58) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (59) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (60) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (61) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (62) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (63) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (64) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (65) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (66) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (67) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (68) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (69) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (70) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (71) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (72) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (73) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (74) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (75) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (76) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (77) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (78) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (79) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (80) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (81) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (82) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (83) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (84) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (85) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (86) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (87) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (88) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (89) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (90) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (91) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (92) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (93) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (94) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (95) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (96) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (97) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (98) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (99) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者
- (100) 同左業者年金の被保険者となつてから一年未満の者

五、その他

- (1) 全額国庫負担により昭和五十二年一月一日より昭和五十五年五月十五日まで四年間
- (2) 離農計画書を離農予定日の一年前に提出すること。
- (3) 経営移譲の終了日から、三ヶ月以内
- (4) 申請書を提出すること。

要件別支給金額

